

平成24年3月6日（火）

順番14、3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）一般質問を行います。

私は、市政の主人公は市民、この立場から2項目について質問をいたします。

最初の質問は、橋本市の水道事業についてです。県下一高い水道料金、基本料金10㎡1,780円を営々と市民に負担させている問題です。

質問の第1は、なぜこのような高い水道料金に至ったのか。私なりに歴史的に考えてみました。一つは、約40年前になりますが、南海電鉄を中心とした大型住宅・宅地開発計画に沿って、15万人都市計画、14万4,000人に水道を供給するとして過大な水道事業計画と投資、二つはこの計画から毎秒1tの紀ノ川からの取水権の取得、ここから発生した大滝ダム負担金、総事業費の2.9%が課せられました。当初計画では、ダムの総事業費は230億円、本市の負担は約6億7,000万円と試算されました。これが今日では16倍にも膨れ上がり、3,640億円にもなり、橋本市は既に105億円を支出するに至っています。三つは、苦しい水道会計事情から、国の高料金補助金制度を活用すべく、その条件を満たすために、全国自治体の平均水道料金より高い水道料金に値上げを行ったこと、四つは橋本市の起伏の激しい地形からくる幾つものポンプアップの施設などが、県下一高い水道料金を市民に強いる結果となっていると認識をいたしますが、当局の見解を伺います。

また、この高い水道料金でよしと、あるいはやむを得ないと考えているのかを伺います。

第2の質問は、高野口町との合併後、橋本市の水道料金に統一したこと、同時期に高い

金利の起債の借り換えを行ったことなどで、黒字会計に転じました。年度ごとの黒字額を伺います。また、本3月議会開会日の全員協議会での当局の説明で、多額の現金を所持しているとの説明がありましたが、県下一高い水道料金の引き下げは考えられないのかを伺います。

第3の質問は、基本料金制度の問題と改善策についてです。橋本市の水道料金、基本料金は10㎡1,780円と設定されています。問題は、実質使用量に関係なく負担を求めていることです。基本料金のみを支払っている世帯で、実質使用量と使っていないのに負担している料金の額について、具体的に伺います。この問題を緩和すべく、かつらぎ町が実施している2段階基本料金制度を実施することを提案し、答弁を求めます。

2項目目の質問は、介護保険の引き上げについて質問します。

質問の第1は、本年度介護保険料を基準額（年間）で5万9,100円から6万9,000円に、実に9,900円もの引き上げとなる議案が提出されました。月額では4,925円から5,750円となります。

そこで、質問は値上げが必要となる制度上の理由、また引き上げが避けられない理由について、市民が納得できる具体的で明快な答弁を求めます。

質問の第2は、これだけ大幅な引き上げを計画している一方、十分に介護サービスが提供できているのか伺います。一つは、施設への入居者の待機状況について、二つは要介護・要支援者は希望するサービスを十分に受けられているのかを伺います。

第3の質問は、介護保険料の滞納実態、滞

納者に対するペナルティーの実態、利用料の滞納実態等について伺います。

以上、1回目の質問とし、明快な答弁を期待いたします。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（鈴木利夫君）登壇〕

○上下水道部長（鈴江利夫君）富岡議員の一般質問の第1点目のおただしについてお答えいたします。

水道料金については、議員ご承知のように、水道事業は独立採算制を原則とした地方公営企業という運営形態で、必要な経費は利用者のお支払いいただく水道料金によって賄っています。

このことから、各水道事業体については、地理的条件、豊富良質な水源があるところとそうでないところ、水源が遠距離にあるかそうでないか、給水区域が広大で人口が散在しているかどうか等々の要素が事業運営の経費を大きく左右することになります。

橋本市は、起伏が多い地形であることから、送水を円滑に行うために37カ所の配水池と18カ所のポンプ場が設けられており、その維持管理について、平成22年度決算では約3億3,000万円の経費がかかっています。また、大滝ダムの減価償却費については、180.28円の給水原価のうち14.2%を占めるため、料金が高い一因と考えています。

また、県下一高い水道料金でよいと考えているかのおただしについては、平成24年度に市民の方々、議員の方々、有識者などから構成する水道懇話会を立ち上げ、平成20年度に作成した水道ビジョンにおける第5次拡張事業の水道管等の更新や修繕の見直しとあわせて、水道料金について検討をしていただく予定しておりますので、議員のご理解をお願い

申し上げます。

次に、2点目のおただしについてお答えします。

旧高野口町との合併後からの年度ごと黒字決算額については、平成18年度は3,701万6,916円、平成19年度は4,338万5,915円、平成20年度は5,581万108円、平成21年度は8,264万6,943円、平成22年度は1億1,033万2,731円のそれぞれ単年度黒字になっています。また、欠損金については、平成17年度決算において9億2,086万1,480円の累積欠損の状況でありましたが、これらの黒字により、平成22年度決算では5億9,166万8,867円まで減少させることができました。

これらは起債の補償金免除繰上償還制度において、平成20年度末で約6億1,000万円、平成21年度末で約1億1,000万円、平成22年度末で約7,800万円の繰上償還を行い、その支払利息で約1億8,000万円の軽減に努めた結果や、第5次拡張事業の更新事業の進捗の遅れが一因の黒字です。しかしながら、現状の黒字化を踏まえ、今後の更新事業などを考慮しながら、適正な水道料金については水道懇話会で議論していただき、判断してまいりたいと考えますので、議員のご理解をお願いします。

次に、3点目の基本料金のみを支払っている世帯で実質使用量と使用していないのに負担しているとおただしについてお答えをします。

平成22年度末において、10^m以内の基本料金をお支払いいただいている件数については、月平均約5,000件で、金額は月額約880万円です。ゼロ^mの件数については、月平均約900件で、金額は約165万円となっています。水道は、お客さまに水を売るだけでなく、水源から蛇口に至るまで、安全でおいしい水を安定的にお届けするサービスを担っております。水道を使用していないお客さまについても、

蛇口をひねるといつでも良質な水を供給するための負担となっております。

また、議員おただしの2段階基本料金制度につきましても、平成24年度立ち上げの水道懇話会において検討していただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）介護保険制度についてお答えいたします。

1番目の介護保険料につきましては、議員おただしのとおり、平成24年度から平成26年度までの3年間の保険料として、基準月額5,750円、年額に直しますと6万9,000円で、今議会に条例案を提案させていただいています。

介護保険料は、介護認定を受けられた方に利用していただくヘルパー派遣などの介護サービスの財源となっており、市町村は3年に1度、介護保健法に基づき介護保険事業計画を策定し、この計画の中で3年間の事業量を推計するとともに、その事業量の9割であるサービス事業所への介護給付費を賄うことができるよう、65歳以上の方の保険料率を設定しなくてはならないとされています。

本市におきましては、平成23年度末で地域支援事業を除く介護給付費総額は約50億円となる見込みですが、次期計画の最終年度である平成26年度末では約57億1,000万円となり、実に約7億1,000万円の給付費の増加となる見込みとなっております。

これは、高齢化による受給者の増加や加齢による身体状態等の悪化により、介護サービスを使われる方の人数、1人当たりの利用量が増加すると推測されるためです。

また、それに加えて今回の法改正により、65歳以上の方の介護保険料総額が介護給付費総額に占める割合が、平成23年度まで20%であ

ったのに対し、平成24年度からは21%になること、そして民間事業者の賃金指数の高低により設定されている地域ごとの報酬単価が見直され、本市においては平成23年度までは1単位10円であった報酬単価が、平成24年度より事業種別に応じて1単位10円から10円21銭となることなどで、被保険者1人当たりの保険料をさらに上げる要因となっております。

以上のことから、今議会において介護保険料の基準月額を5,750円と、前回の4,925円を825円、年額にして9,900円上回る内容の条例案を提案させていただきました。しかし、すべての被保険者が年額9,900円上昇するわけではありません。低所得対策として、従来の保険料段階の第3段階を新たに細分化するなど、保険料段階を11段階に分け、被保険者の世帯及び所得の状況に応じた保険料設定となっております。

具体的には、世帯全員が非課税で、本人も年間の年金収入が80万円以下である方の保険料は、平成23年度は年額2万9,600円であったのが、平成24年度からは年額3万4,500円となり、上昇幅を4,900円に抑制しています。また、市の介護給付費準備金を4,000万円取り崩し、給付に対する財源とするなど、保険料を抑制する措置も講じているところです。

いずれにいたしましても、今回の保険料が前回に比べて上昇していることには変わりありませんので、市民の皆さまにご理解いただけるよう、広報誌等で特集を組むなど、保険者としての説明責任を果たしてまいります。

次に、2番目の施設入居希望者の待機状況につきましては、平成23年3月末の本市の待機者数は197人です。ただし、特別養護老人ホームは要介護1から5までと認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において継続して介護を受けることが困難な者が入所する施設ですが、待機者197人の中には軽度

な要介護1の方が59人、要介護2の方が63人ふくまれています。ちなみに、これらの数字は県公表の待機者数から平成22年度中の調査済みの特別養護老人ホーム待機者死亡数を除いたものです。

さて、本市の介護保険の基本は、まず介護サービスができる限り必要にならないよう、介護予防事業の展開を図り、それでも介護が必要な状況となった場合には、状況に応じ、介護サービスの充実を図っているところです。施設入所を希望されている方でも、介護度が比較的軽度な方で、一部家族介護が受けられる方などは、ヘルパー派遣やデイサービスなどの各種居宅介護サービスを利用いただくことで、住み慣れた自宅で適切な介護サービスを受けることができます。また、独居者等で心身の状況が悪い方などは施設入所が必要となりますが、これらの方につきましては、平成24年度から始まる計画におきまして、30床のケアハウス及び58床の地域密着型特定施設入居者生活介護施設の整備を予定しています。本市としましては、要介護者の方が適正な場所で適正なサービスを受けていただくことができるよう、さまざまな施策を講じていきたいと考えています。

次に、3番目の介護保険料の滞納実態につきましては、平成22年度決算ベースで申し上げますと、現年度分の調定額8億7,930万800円に対し、収納済額が8億6,802万2,550円で、収納率は98.72%です。収入未済額は1,127万8,250円で、第1号被保険者1万5,855人中369人が滞納しています。また、滞納繰り越し分の収入未済額は1,383万6,900円で、現年度分と過年度分を合わせた収入未済額は2,511万5,150円、滞納者は471人です。

次に、滞納対策についてですが、納付期限後20日程度で督促状を送付します。滞納が解消されない場合は、これに加え催告書を送付

し、納付を促しているところです。また、納税課において、納付・納税相談を実施しており、市税同様、電話での問い合わせや納税窓口で随時お受けしています。

滞納者に対するペナルティーの実態について、介護保険制度におきましては、特別な事情がない限り、滞納期間に応じて適用される給付制限が定められています。

例えば、1年間滞納した場合、介護サービスを利用したとき、本来なら利用料の1割が自己負担分ですが、一旦全額をご負担いただき、9割相当分を後で市より払い戻すという、いわゆる償還払いに変更となります。1年6カ月滞納の場合は、保険料の一時差しとめや差しとめ額から滞納保険料が差し引かれることとなります。また、2年以上滞納した場合、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられ、高額介護サービス費が受けられなくなります。

本市の過去5年間の給付制限等の実態ですが、償還払いの対象者は8人、保険給付費の一時差しとめ等が8人、利用者負担の引き上げ等が17人（重複者含む）となっています。

次に、利用料の滞納実態と対策についてですが、介護サービスを利用した場合の自己負担分については、サービス提供事業者や介護施設等へ直接お支払いいただくこととなるため、滞納実態等については十分な把握はできていません。

しかし、サービス提供事業者や介護施設での滞納問題に関して、市の地域包括支援センターが、利用者家族をはじめケアマネージャーや施設などの相談に乗っています。例えば、利用者家族からの相談で、年金が少ない生活困難者に対しては、生活保護の申請支援を行ったり、介護サービスが高額なケースで、安い施設へかわることを勧めたりしています。また、ケアマネージャーや施設から、利用者

家族の年金使い込みによる高齢者虐待の相談も受け、家族間調整や年金保護のための権利擁護などに努め、滞納問題の解決に関与するケースもあります。

今後とも、賦課・徴収担当課が連携を密にしながら、介護保険料負担の公平性確保を念頭に、適切な徴収に取り組んでまいります。

○議長（井上勝彦君） 3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君） それでは、高い水道料金についてから、再質問をします。

私は演壇から示した四つの要因、とりわけ大滝ダム負担金の支出でありますけれども、もう繰り返しません、いわば事業主体の国の責任で橋本市の負担分が16倍にもなって、105億円を超える水道会計からの支出を余儀なくされたと。私はこんな理不尽なことがまかりとおるとするのは、国と一自治体の関係だから許されるというか、そういうことからきていると思うんです。そこで、結局そのことが市民にとっては非常に高い水道料金をずっと負担させられているわけで、市民の側からしたらたまったものではないと思うんです。

ここで、確認といえますか、はっきりと答弁を求めておきたいのは、現在大滝ダムは完成をして試験湛水ということなんです、今後の新たな地滑りなどのトラブル、ここからの支出を求められるとか、あるいは維持管理費についても莫大な支出ということになるうとしているんですけれども、これに対して当局はどのような対応、しっかりとした対応を考えていただいていると思うんですけれども、そこを示しておいてください。

○議長（井上勝彦君） 3番 富岡君の再質問に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴江利夫君） まず、1点目の地滑りがまた新たに発生したらというお話だと思います。

これにつきましては、今12月の中旬から試験湛水が始まっておりまして、平成15年に試験湛水をしました地滑りライン、その当時までの水位を今は現況として超えており、基本的には試験湛水は順調にいつているという報告を受けております。費用の負担につきましては、11月から12月にかけて、ダムの管理事務所、五條市にありますけれども、そこから課長以下が来庁されまして、今後のスケジュール等をご説明のあった時点におきまして、今度二度と地滑りで費用負担が求められるということについては、橋本市としては受け入れませんという形で、申し出を市長以下させていただいておるという状況下にありません。まず1点は。

それから、維持管理費につきましてはの話でございまして、ダムが平成25年から、この試験湛水が順調にいけば、運営されずと維持管理等の負担金がついてくると。これにつきましては、先ほど議員もおっしゃっておられましたけれども、27日の全員協議会でもご説明させていただいたと思いますけれども、今の維持管理費につきましては、うちとしましては、一定1tの水をまだ受水している状況ではございませんので、それらを勘案した中で、利水としまして県下では和歌山市という形になりますけれども、歩調を合わせながら、今、国のほうに、特定多目的ダム法の内容についての軽減を図れるように、今後は法律改正もお願いしたいという要望を出しておりますし、軽減を図っていただきたいという形でお話をさせていただいております。あわせて、今の余剰分がございまして分については、県とあわせもって今後は一定の治水への振り替えをも含めたことも視野に入れなが

ら軽減を図っていききたいなという具合に考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）部長も3月末と聞くんで、ここはちょっと市長にこの地滑り対策費、万が一、あるいはこの維持管理費等の削減について、しかと、市長の決意も確認をしておきたいんですが。

○議長（井上勝彦君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）富岡議員の再質問でございますけれども、さきの全員協議会でも詳細に話をさせていただいたところでございますが、橋本市としましては大変大きな山を越さなければならないというのが、この水の問題ですね。これについて、担当部署のほうでは、和歌山市とうちとで近畿整備局へも再三足を運んでおるわけでありまして、私も近くまた国のほうへも行くように、和歌山市ともども計画しておるわけでございます。非常に水は大事なことでありますけれども、これ以上の負担を強いるということは大変なことになってまいります。したがって、何とか水余りが、余剰水としての利活用というんですか、そういうことで国のほうで買上げていただくとか、ほかの方法も現在模索しておるわけでありまして、現状は毎秒0.27tぐらいしか使っていないような状況でありまして、相当余ってくるということでありまして、恐らく管理費等についても、確定はいたしません、今年の夏までには確定されるおそれがあるんで、それまでに十分な対処をしたいと思います。聞くところによると7,000万円とか、それだけ、これは永遠にそれがついて回るわけでありまして、何とかここで、わがめら議会に皆さんの応援もいただいて、そしてよかったというような

成果を生み出してまいりたいと考えておりますので、またお力添えをいただきますようお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）もう少し再質問を続けます。高い水道料金の要因の一つの高料金補助金制度、これも現在は橋本市は対象になっていないんですが、結局この補助金制度を受けたがために、高い料金のまま、もう市は制度が適用外になっているのに、10年過ぎても高い水道料金のまま市民にはかかっているということなんやけれども、次に、引き下げる財源というか、水道会計がここ急速に改善をしてくれているというふうに認識するんです。

全員協議会での説明で、平成22年度の決算時点でありまして、流動資産の中の（1）の現金・預金額、要するに現金を持っているその金額が21億22万2,317円というようにありますね。それに加えて（6）の他会計貸付金、これは5億円あるんですよ。これは、私どもが以前指摘をさせてもらった市民病院への貸付金なんやな。これを合計すると、約26億円の現金を所持しているということになるんですが、これは間違いありませんか。そこで、ずっとさかのぼって調べていったところ、平成20年度の決算時点で流動資産の中の預金は11億9,620万4,931円、平成21年度決算で見ますと14億7,032万617円、平成22年度決算で先ほど申し上げた21億云々となっております。これは年々、約3億円あるいは6億円というふうに、数億円単位で流動資産の現金が増え続けているわけです。さらには少し先というか、平成24年度の予算書もいただきましたので、ここは見込みなんですが、病院への貸し出しも含めると約29億円の現金、いわゆる現金・預金を持つことになる見込みだとしているんですが、手品のようにお金はわいてこんのやけども、億単位の金がどんどん

積み上がっていつている。この件について説明をしてください。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（鈴江利夫君）まず、現金が平成22年度末でご指摘の26億円につきましては、先日の全員協議会でも資本剰余金の説明をさせていただいたときに申し上げておりで間違いございません。

現金が今増えている要因というのは、そのときもあわせて説明をさせていただいておりますけれども、まず収益部分での減価償却というのがございます。これが平成22年度であれば7億7,772万9,000円、このうち先ほどからご指摘いただいております大滝ダムの分が1億8,497万1,000円とありますけれども、この減価償却というのが給水原価の中で占めているウエートが60%ほどございまして、この分につきましては、平成22年度であれば一定の、平成20年度に策定しました水道ビジョンで、俗に言う第4条予算であります資本投資のほうへ使っていく予算としての経常の支出部分が、現状としては少なくなっているというのがまず1点ありますけれども、要は、それらを踏まえて今後の公共的余剰という形で今残ってきているのが26億円であるというところでございます。

以上です。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）そういう状況の中で、私が一番何を申し上げたいかといったら、30年間にもわたって市民に県下一高い水道料金を負担させてきたと。今こそいいですか、この時期にやはり水道料金を引き下げていく。そのことが十分可能な状況にあるのではないかと。ここなんです。私、25年前からこの高い水道料金問題をやっているんですが、当初は非常に水がおいしいと。住宅にいられた方なんかは口をそろえて言われました。しかし、

何で堺市の3倍もするんだと。これが一番の疑問でした。しかし、ずっとここ三十数年来た中で、私の認識は市は今こそ水道料金を引き下げることが可能な状況にきているというように判断をするんですけれども、これも水道懇話会で十分に話し合っていたということになるんでしょうか。長い負担をかけたけれども、値下げをして、市民の皆さんの三重苦があるんよ。生活していく上で非常に負担になっている国保税、介護保険料、どんどん上がってくるんで、それに市の水道料金というのが、私の認識は三重苦になっている一つなんで、ここはやはり可能な限りの引き下げといたしますか、しっかりと判断のもとに、やはり市民の立場からの水道事業、水道会計というものをしっかりと確立していく時期だというふうに思うんですが、答弁ください。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（鈴江利夫君）まず、料金の関係でずっと高いというところ辺の経緯をちょっとだけ、先ほどから高料金の話がありましたので、補足説明をさせていただきますと、高料金のほうは昭和60年からちょうどいっていますけれども、今と状況がどう変わっているかといいますと、昭和60年であれば給水原価、当時であれば363円80銭という形でございます。現在、平成22年度が180.28円という形なんで、物としてはその当時からいきますと相当下がってきているというのが現状でございます。これは先ほどの起債の償還、繰上償還もありますけれども、そういう利率の関係も大きく、または、いわば投資をした部分の減価償却の一定の段階を踏まえてきたという形で、もう40年ほどになりますので、その分の軽減が入ってきて、そういう状況になっておるとい状況もあると思います。

それで、料金について値下げの要因がある

んではないかと。議員おただしのとおり、今までずっとダムの減価償却を、先日もお話しさせていただきましたが、48年から減価償却をして、早く償還をしていけるという状況も踏まえて、現状の料金につきまして、一定の給水原価と供給単価のバランスもありますし、今後の大滝ダムの負担も含めて、また水道としての経営状況も踏まえて、上がる要素もあれば下がる要素も勘案して考えないかなと。あわせて、先ほどから言われる公共料金としましては、私としても、今の立場から言えば上下水道部となりますので、下水のことも踏まえての一定の今後のトータル的な市民への負担はどうすべきかというところ辺は十分承知しているところでございます。ということで、その程度でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(井上勝彦君)議長より申し上げます。

本日の会議時間は、議事の具合によりあらかじめこれを延長します。

3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君)この程度の中身なんやけどね。下水道料金を上げて水道料金を下げるといふこと。そんな単純なものじゃないの。もういっぺんわかるように説明して。

○議長(井上勝彦君)上下水道部長。

○上下水道部長(鈴江利夫君)そういうことも一つの要因にあらうかなといふことでございます。

以上です。

○議長(井上勝彦君)3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君)水道料金のほうは、ぜひそういうことであらうといふことなんです。

それでもう一つだけ。終わってもええんやけどもう少し時間があるので。基本料金制度というのは、市民の側からしたら厄介な制度なんやんか。実際に使った水の量よりも、使っていない量も含めて払わんなんといふ、こ

こが、市民の側からしたら非常に厄介な制度なんですよ。水道事業を維持していくといふこと、それに当然お金もかかってくるので、一定の程度といふのは理解できるんですが、けさいただいた資料では、全体の、基本料金内で支払いをしている、10^m³使えばもう基本料金までいくんですが、私の事務所のようにメーターゼロから9^m³までといふことで、要するに基本料金内で基本料金のみを支払っているといふ世帯でいいますと、全体で24%といふことになっているんですね。その中で、実際に使っていないのに、例えば1^m³しか使っていないのに残りの9^m³分を負担させられている。これは基本料金制度がもともとそういうことなので、ここをかつらぎ町では、もう約10年も前から実施しているんですが、できるだけ緩和するといふことで、5^m³で線引きしているんですよ。2段階なので10^m³あるんですよ。ここは10^m³でも1,550円です。橋本市は1,780円。そこにさらに緩和措置といひますか、5^m³といふ2段階の基本料金を設定して、5^m³のほうは規則でいろいろ決めていたわけ。独居世帯とか5^m³を選択できる場合の規則があつて、この規則を今年改正して、さらに緩和しようといふわけやな。矛盾が大きいから。実際に使っていないのに料金を払わされるという基本的な矛盾がある。そこをさらに緩和する形で、今年度水道料金の値下げといふことを実施するといふふうに聞いているんですが、この基本料金の設定が橋本市は県下一なので、それだけ矛盾した部分を、支出を求められている。しかし、また一方、基本料金のみを支払っている世帯といふのは、一口で言うたら社会的弱者の方が多いんですよ。平均的なお話ですよ。年金受給者であつたり、独居老人であつたり、あるいは高齢者のお二人暮らしであつたりとか、基本料金以内に水道を使って生活しているといふ

のは。ですから、ここにはやはりしっかりとした施策を講じないとだめだというふうに思うんです。これがまた水道懇話会へいくということになってしまうのかわかりませんが、部長ももう3月末と聞いているので、引き継ぎというのかな、その辺、この部分でもこんな方向という、ぜひ基本的な方向を出しておいてほしいなと思うんですが、いかがですか。

○議長（井上勝彦君）上下水道部長。

○上下水道部長（鈴江利夫君）まず、1点ちょっとお話をさせていただきます。

まず、基本料金と基本水量は違います。勘違いが起こったらいかんで、そこをご説明させていただきます。基本水量10 m^3 というのは、昭和30年代に水道ができて、料金の徴収云々以前に水を使っていたいて、公衆衛生上、水はある一定のものを使っていたいて、井戸から転換したりとかいろいろな状況の中で一定の量を同一価格という形で入ってきた基本水量がもともとございます。それで、基本料金というのは、あくまで、先ほどはじめて答弁させていただいたように、蛇口をひねったら水が出るための一定の費用、この部分の負担をしていただく。水道料金の中身を言いますと、メーターとか検針とかのユーザー需要家費の部分と固定費、施設の維持管理やら減価償却というものと変動、薬品等の浄水をつくるための費用ということですので、水道料金の組み立ては基本料金と従量料金と2種類になっていてというのが基本構成になっております。これが2部料金制という形になっておりますので、一定の考え方というのはそこにありまして、基本水量の考え方につきましては、全国的に一定の目的を達したという形で、先ほど言われているかつらぎ町の例もありますけれども、全国的にゼロ m^3 からスタートの基本水量もございますし、

5 m^3 とか8 m^3 とか、いろんな基本水量の考え方を持って、従前のところ10 m^3 が多かった市町が、いろいろな形で基本水量と基本料金を組み合わせて変更している状況があります。

だから、橋本市としましても、基本水量10 m^3 使ったの値段という形じゃなしに、先ほど説明させていただいた基本料金で需要家費の部分とか一定の固定費を何ぼに、皆さんで負担していただくという形をどうとっていくかということ、ちゃんとアナウンスするということも必要かなと。当然、それは今度水道懇話会のほうで検討していただくような形になろうかなと。基本水量もその中において、例えば節水とかしていただいている方々が、ようけお金払っているなという感覚にはならないように検討を加えていきたいと。これのほうは、今議員言われるのは、料金を2段階と言われますけれども、5 m^3 と10 m^3 という考え方を一つ提案されていますけれども、これもあわせてその中では検討したいと思いますけれども、物としたら、基本料金と基本水量はきっちり区分けして今後は検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）基本料金と基本水量と言ったのか。2回目、部長から力を入れて聞かせてもらったので、私も理解できています。

今回の水道事業についての質問で、同じことを言っても仕方がないんですが、市民病院に水道会計から5億円もの融資をしている。金が余っている。さらに、21億円ですか、預金がある。これは事実なんで、即刻県下一高い水道料金を改めてください、値下げをしてください。このことを強く申し上げたいわけです。答弁の中でも水道懇話会、水道懇話会と3回ほど出てきました。この水道懇話会に

期待をしたいというふうに思うんですけども、とにかく三十数年間にわたって市民の皆さん、ある意味では耐えてきたので、これはぜひとも、高い水道料金の引き下げという方向で進めていっていただきたい。このことを強く申し上げて、私の質問を終わります。

○議長(井上勝彦君) これをもって、3番 富岡君の一般質問は終わりました。

○議長(井上勝彦君) お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明3月

7日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さんでございました。

(午後5時8分 延会)